

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第1回）

氏 名 中 山 登	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 米国 ジョージタウン大学
提 出 書 面 平成26年7月31日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年7月6日～7月31日） 同年7月6日 米国ワシントンDCに到着 同月8，9日 大学におけるオリエンテーション 同月14日～同年8月1日 語学研修の受講		
キーワード欄 ・生活の立ち上げ ・大学におけるオリエンテーション ・語学研修 ・ワシントンDCに関する情報		

平成26年7月31日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

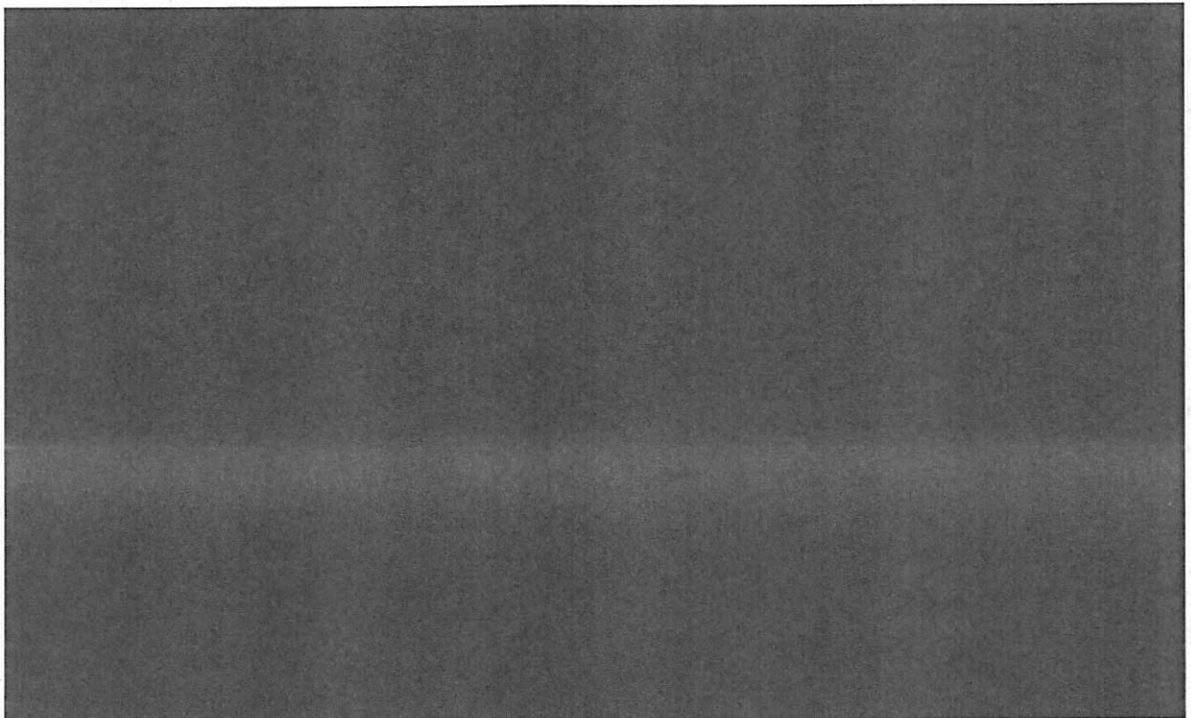
(米国・ジョージタウン大学)

東京地方裁判所 判事補 中山 登

報告書簡（第1回）

平成26年7月6日～同月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 生活の立ち上げ



第二 ジョージタウン大学におけるオリエンテーション

ジョージタウン大学留学者は、渡米直後に大学本体及びローセンター（ロースクールを意味する。）それぞれにおいてオリエンテーションを受けなければならない。同大学のメインキャンパスとローセンターは離れた場所にあるため、渡米3日目と4日

目にわけてオリエンテーションを受けた。いずれのキャンパスも、少なくとも昼間は非常に良い環境であった。しかし、ローセンターにおけるオリエンテーションの際、約一か月前にローセンターの近くでけん銃を用いた殺人事件（路上生活者間のけんか、深夜に発生）が起きるなど治安上の不安があるので、通学の際は、2つある最寄駅のうち路上生活者のたまり場の近くを通らずに往来できる駅（Union Station）を使った方がよいという助言を受けた。

第三 語学研修の受講

歴代の留学者と同様、ジョージタウン大学が開講する3週間の語学研修を受講した。この語学研修はメインキャンパスで行われる。本年は受講者の出身国に偏りがなく、かつ例年に比べると受講者が少なかったので、様々な国（欧州、中米、東アジア、中央アジア、西アジアの諸国）の出身者と多く英語で会話することができた。また、この語学研修はアメリカにおける日常会話能力の向上及びアメリカ文化の理解を目的としており、法律英語等の専門英語を対象外にしているので、アメリカの日常生活に根差した幅広いテーマを扱うことができ、かつ参加者も高校生、会社員、公務員、MBAの取得希望者など多種多様であった。受講者は皆私と同様、今後アメリカで何かを学ぶ又は働くことを目指し、その導入としてこの語学研修を受講していた。これらの事情もあって、私はこの語学研修を終始楽しむことができた。また、自分の英語力をある程度測ることができ、今後英語能力を向上させ、アメリカ文化に習熟するヒントを得ることもできた。アメリカの法制度は秋以降に学び、その際同時に法律英語も勉強するわけであるから、渡米直後は日常会話やアメリカ文化に焦点を当てた語学研修等を受講する方が望ましいと私は考える。

第四 その他

ワシントンDCにおけるスペイン語の浸透度の高さには非常に驚いた。街の至る所でスペイン語を話す人（そのほぼ全員がスペイン語圏からの移民又はその子孫と見受けられる。）が非常に多く、かつ至る所で英語と並んでスペイン語の表記を目にする（これら以外の言語の表記はほとんど見かけない。）。早速この街又はアメ

リカの現状の一端に触れた気がした。

渡米の2週間後、裁判所から在米日本大使館に出向されている松原経正判事補にお会いした。松原判事補は、3年前にジョージタウン大学に留学された方であり、本年6月から2年間出向される予定である。様々な助言を下されるとともに、困ったことがあればいつでも相談してくださいという温かい言葉をかけていただいた。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第2回）

氏 名 中 山 登	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 米国 ジョージタウン大学
提 出 書 面 平成26年8月31日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年8月1日～同月31日） 同月10日～12日 ボストン訪問 同月19日～21日 刑事陪審公判手続の傍聴 同月22日 フィラデルフィア訪問 同月25日～29日 ローセンサーにおけるオリエンテーション出席		
キーワード欄 ・ ボストン及びフィラデルフィア訪問 ・ 陪審公判手続の傍聴 ・ ローセンサーにおけるオリエンテーション ・ 秋学期の聴講予定		

平成26年8月31日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ジョージタウン大学)

東京地方裁判所 判事補 中山 登

報告書簡（第2回）

平成26年8月1日～同月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ポストン及びフィラデルフィアの訪問

ポストンとフィラデルフィアを訪問した。ポストンでは、東京地裁における同期の岩崎貴彦判事補にお世話になった。両都市とも北東部に位置し、米国内では近い距離にある。しかし、人口構成や街の様子はそれぞれワシントンDCと異なっていた。米国の多様性を真に理解するには、他の都市を訪問し様々な所を見て廻ることが重要であると痛感した。なお、ポストンにおいて連邦地方裁判所（United States District Court for the District of Massachusetts）で民事陪審裁判を傍聴した。内容はほとんど理解できなかったが、特許権侵害訴訟であり、専門家証人の尋問を行っている様子であった。既知ではあったが、こうした専門的な訴訟においても陪審手続が利用されていたことを非常に驚くとともに、陪審によって判断されることを前提に、当事者がどのように主張・立証を行い、また裁判所が訴訟指揮をするのかについて強い興味を抱いた。

第二 刑事陪審裁判の傍聴

コロンビア特別区上位裁判所（Superior Court of the District of Columbia）で刑事陪審公判手続を傍聴した。同裁判所は連邦法により同区の一般裁判管轄権を有する裁判所として1970年に設立され、他州における州の第一審裁判

所に当たる。この上訴裁判所は、District of Columbia Court of Appealsだけであり、中間上訴裁判所は存在しない。今回の傍聴の目的は、来月以降の授業において「傍聴した手続はこれであり、この根拠に基づくものだったのか」という認識を持ち、刑事陪審公判手続に関する理解を深める素地をつくることにあった。同手続の主な流れは知っていたが、細部については疑問が残る点が多く、上記目的は達成できた。傍聴した感想を言うと、特に検察官及び弁護人の活動は、裁判員裁判におけるものと非常に似ていた。どちらの国においても目的が共通するので似てきているのではないかと考えた。

第三 オリエンテーションの出席、秋学期の聴講予定

LLM生を対象にしたオリエンテーションに出席した。本来私は対象者ではないが、来月以降の授業等にとって有効であると考え、担当者に出席許可を願い出たところ許可された。授業の受け方等について指導があり、有益であった。

9月2日から始まる秋学期は、①Introduction to U.S. Legal System (LLM course／担当：[REDACTED])、②Evidence (JD course／担当：[REDACTED]) ③Criminal Procedure (JD course／担当：[REDACTED]) を聴講する予定である。①はアメリカ法制度入門、②は民事・刑事に共通する証拠法、③は刑事訴訟法のうち捜査法を内容とする。日本の刑事訴訟法に当たる法領域を網羅するためには、上記②、③及び起訴後の刑事手続（司法取引や陪審手続を含む。）の合計3つを聴講する必要がある。起訴後の刑事手続は、来年の春学期に聴講する予定である。

なお、昨年まで事実上受入担当教授の役割を果たしてくださっていた [REDACTED] は、本年度は来年1月初旬の1週間の集中講義しか担当されない。このため、同教授に昨年までと同様にお世話になることは難しいと思われる。しかし、前任の谷藤判事補を通じて同教授とは既に連絡を取っており、その際、同教授から「何か協力できることがあれば、いつでも連絡を下さい。」という温かい言葉を頂戴した。今後、同教授にどのような形でお世話になることができるのかを慎重に判断し、対応していきたいと思う。

第四 その他

ワシントンD Cにあるジョージワシントン大学に留学している水木淳判事補と初めて会った。今後、様々な面で共に協力していきたいと思う。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第3回）

氏 名 中 山 登	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 米国 ジョージタウン大学
提 出 書 面 平成26年9月30日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年9月1日～同月30日） 同月1日 秋学期の授業開始 同月■日 ■■■■■■		
キーワード欄 ・ 秋学期の授業開始 ・ ■■■■■■		

平成26年9月30日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ジョージタウン大学)

東京地方裁判所 判事補 中山 登

報告書簡(第3回)

平成26年9月1日～同月30日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 秋学期の授業開始

前回の報告書簡に記載したとおり、秋学期は、①Introduction to U.S. Legal System (LLM course/担当: [REDACTED])、②Evidence (JD course/担当: [REDACTED])、③Criminal Procedure (JD course/担当: [REDACTED]) を聴講している。授業の詳細については、もう少し聴講を重ねた上で報告した方が良いと考えるので、次回の報告書簡で記載する。アメリカでは、9月が新年度の始まりであり、キャンパス内は混雑しており、活気にあふれている。JDコースの学生(概していえばアメリカ国内出身の学生、普通のロースクール生)がどのようなロースクール生活を送っているかについても注目してみようと思う。

第二 [REDACTED]

第三 その他

■ 韓国の裁判官の実態をう

かがうことができ、非常に貴重な機会であった。また、ジョージタウン大学又はジョージワシントン大学に留学している日本人学生の集まりや、ワシントンDCに在住する法曹関係者の集まりが開催された。前述のとおり、ワシントンDCは政治の中心都市であるためか、公共政策を研究テーマにしている学生の割合が多かった。こうした関係も大切にしていきたいと思う。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第4回）

氏 名 中 山 登	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 米国 ジョージタウン大学
提 出 書 面 平成26年10月31日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年10月1日～同月31日） 同月1日～31日 秋学期の授業受講		
キーワード欄 ・秋学期の授業受講		

平成26年10月31日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ジョージタウン大学)

東京地方裁判所 判事補 中山 登

報告書簡（第4回）

平成26年10月1日～同月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 秋学期の授業受講

これまでの報告書簡に記載したとおり、今学期は、①Introduction to U.S. Legal System (LLM course/担当：[redacted])、②Evidence (JD course/担当：[redacted]) ③Criminal Procedure (JD course/担当：[redacted]) を受講している。①については、歴代の留学者が報告済みの事項に付け加えるべき事情はない。今回は、アメリカのロースクール生の様子を報告する趣旨も併せて、②及び③について述べる。まず、②は証拠法の授業である。講師は[redacted] 2名であり、当然[redacted]としての豊富な経験もある。連邦証拠規則の各条項の制定経緯を検討した上で現行の規定を解説し、関係する判例を検討するという流れで授業は進む。実務家らしく実践面を重視し、実践面に不必要な理論的検討は行わない。レクチャー中心であるが、判例の紹介は事前に割り当てられた学生が行い、その事案について講師がその学生に質問する。合間に学生が挙手して質問する。次に、③は捜査法の授業である。講師は[redacted]であり、[redacted]を務めている。この授業はケースブックに従って進むが、②以上に講義中心であり、合間に学生が挙手して質問しない限り講師が高速で話し続ける。講師は[redacted]の

経験が非常であり、[REDACTED]を紹介しながら連邦最高裁が示した判断の実務における影響を解説するなど講義内容は非常に充実している。②③ともに、主にロースクール2年生が履修している。学生が質問する内容は、基本的な事項を理解した上で、授業の深化に資する正鵠を得たものばかりであり、法律学を学び始めて一年しか経過していないとは思えないほど充実している。このため、授業自体が学生の理解の深化に十分寄与していると強く感じられる。私は、日本の法科大学院で2年間双方向を標榜する授業を受けた経験がある。しかし、双方向の授業が、②や③に匹敵するほど機能していると感じた経験が私にはない。日本では、講師から発言を求められた場合のみ発言し、かつその場合に「間違い」を言わないことを主たる目的として予習している学生が非常に多いように感じる。この違いは、学力の優劣や学習意欲ではなく、学生の気質の違いに起因しているのではないかと現時点で私は考えている。日本人と比べると、アメリカ人は場所を問わず概して社交性が高く、自分の意見等（疑問や質問を含む）を公にすることをほとんどいとわない。この気質が双方向の授業の充実化に大きく寄与しているのではないかと感じる（なお、こうした気質を有するからと言って、アメリカ人が相手の気持ち等を斟酌しないと考えるのは誤りであるとは私は考える。大半のアメリカ人は、相手の気持ち等に十分配慮した上で、適切な言葉や言い方を用いて自分の意見等を表明する。）。こうした気質の違いが現存するのであれば、授業自体を充実させるためには、日本の法科大学院は学生の気質を踏まえた上で、より適当な方法や教材を選択する必要があるのではないかと私は考える。以上はあくまで現時点における仮説である。今後他の授業も受講しながら更に考察を深めていこうと思う。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第5回）

氏 名 中 山 登	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 米国 ジョージタウン大学
提 出 書 面 平成26年11月30日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年11月1日～同月30日） 同月1日～30日 秋学期の授業受講 同月5日 連邦最高裁判所で口頭弁論傍聴		
キーワード欄 ・ 秋学期の授業受講 ・ 連邦最高裁判所の口頭弁論 ・ 大麻所持等の合法化に関する住民投票		

平成26年11月30日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ジョージタウン大学)

東京地方裁判所 判事補 中山 登

報告書簡（第5回）

平成26年11月1日～同月30日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 秋学期の授業受講

前回までの報告書簡に記載した授業を引き続き受講している。今学期の授業は来週までであり、授業内容もまとめに入ってきた。定期試験は受けないが、それを受けるつもりで総復習を行っているところである。

第二 連邦最高裁の口頭弁論傍聴

初めて連邦最高裁の口頭弁論を傍聴した。傍聴したのは、ある刑罰規定を限定解釈すべきか否かが争点となった事件であった。上訴人及び被上訴人の各代理人がそれぞれ9人の判事の前に立ち、30分以内で意見を述べる機会が与えられるが、その時間のほとんどは、判事からの質問とそれに対する回答で占められる。ある書籍に書かれていたとおり、

を除く全員が質問した。それぞれの当事者の主張に沿って判決を出す場合に懸念事項になり得る点について質問が集中していた。驚いたのは、法律関係者ではない一般の傍聴者と思われる人が非常に多かった点である。連邦最高裁での口頭弁論の傍聴が、一般の社会見学の一つとして考えられているのではないかと感じた。

第三 その他

ワシントンDCにおいては、今月4日の中間選挙に合わせて、限定された範囲で大麻の所持等を合法化することに関する住民投票が実施され、結果は賛成多数であった。実際に合法化するためには、今後連邦議会を交えた手続を進める必要がある。仮に合法化が実現した場合、治安等に対してどのような影響があるのか注視する必要がある。

今年8月にミズーリ州のファーガソンで警官が黒人青年を射殺した事件について、今月24日、大陪審がその警官を起訴しない旨の決定を下したことに對する抗議活動がワシントンDCを含む全米各地で行われていると報道されている。ファーガソンでは一部が暴徒化したと報道されているが、私は現時点までに抗議活動を目撃したことはなく、ワシントンDCに変わった様子はない。報道によれば、ワシントンDCにおける抗議活動は平和的に行われているようである。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第6回）

氏 名 中 山 登	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 米国 ジョージタウン大学
提 出 書 面 平成26年12月31日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年12月1日～同月31日） 同月1日～5日 秋学期の授業受講 同月9日 チャールストン訪問 同月20日～21日 シャーロットビル訪問		
キーワード欄 ・ 秋学期の終了 ・ チャールストン及びシャーロットビルの訪問		

平成26年12月31日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ジョージタウン大学)

東京地方裁判所 判事補 中山 登

報告書簡（第6回）

平成26年12月1日～同月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 秋学期の終了

今月の第一週で秋学期の授業が終了した。私は受けないが、周囲の学生は期末試験に向けて猛勉強していた。アメリカ人の学生にとっても試験の負担は大きいようで、キャンパス内には少しピリピリした空気が漂っていた。自分が法科大学院生であった頃を思い出した。

第二 チャールストン及びシャーロットツビルの訪問

サウスカロライナ州のチャールストンとヴァージニア州のシャーロットツビルを訪問した。チャールストンは建国以前から貿易港として栄えた街であり、現在も18～19世紀に建築された建物が保存されている。シャーロットツビルには、トマス・ジェファソンが生涯住み続けた邸宅（モンティチェロ）や彼が設立したヴァージニア大学がある。モンティチェロとヴァージニア大学は世界文化遺産である。いずれの都市にも、プランテーション等を経営する富裕層が住んでいた歴史を思い起こさせる南部独特の雰囲気が残っていた。日本からわざわざ観光目的で行かないこれらの街を訪問することも、留学の一部として有意義であると感じた。

第三 その他

期末試験終了した今月20日頃から、ワシントンDCの空港やターミナル駅は非常に混雑し始めた。おそらく地元へ帰省する人々だと思われる。その頃からワシントンDCは非常に閑散とし始めた。この部分は、仕事納め以降の東京に似ている。そして、クリスマス・デイ（25日）は、交通機関を除き、知る限り全ての店舗が終日休みになった。クリスマス・デイは自宅で家族と過ごす日のようである。考えてみれば当たり前のことなのだが、日本との違いに驚いた。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第7回）

氏 名 中 山 登	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 米国 ジョージタウン大学
提 出 書 面 平成27年1月31日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年1月1日～同月31日） 同月12日～ 春学期の授業受講		
キーワード欄 ・春学期の開始 ・日本の諸制度に関する情報提供		

平成27年1月31日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ジョージタウン大学)

東京地方裁判所 判事補 中山 登

報告書簡 (第7回)

平成27年1月1日～同月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 春学期の開始

春学期(1月12日～4月25日)は、① Sentencing Law & Policy (JD course /担当: [REDACTED]), ② Criminal Law (JD course /担当: [REDACTED]) を受講する。①は量刑, ②は刑法に関する授業である。授業内容等は次回紹介する予定である。①の [REDACTED] は、前学期にCriminal Procedureを教わった [REDACTED] である。当初、刑事訴訟法のうち公訴提起以後の手続に関する授業も受講するつもりであったが、①と授業の曜日及び時間が重なってしまったので受講できなかった。その手続部分については自習する。幸い [REDACTED] から自習に適する図書を推薦してもらうことができた。

第二 その他

上述の [REDACTED] から、アメリカの学部生に対して日本の法制度、特に刑事司法制度を教える際に使用するパワーポイントを検討してほしいと依頼され、引き受けた。裁判所の組織や刑事裁判手続にとどまらず、警察制度、法曹養成制度及び矯正制度など幅広い事項を対象にしており、かつ多くの統計的数値を含む内容であったので、正確性を担保するために最新の統計等を精査し、自分自身が学びなおす必要があり、当初想像した以上に大変な作業であった。しかし、非常に勉強になると

ともに、日本の諸制度を英語を用いて正確、適切かつ分かりやすく伝える難しさと面白さを痛感することができ、非常に貴重な経験になった。なお、この件については、客観的資料に基づき正確かつ最新の情報を提供したにとどまり、私の個人的な意見等の開陳を含め、日本の裁判所の意見等が表明されたと誤解され得る言動は厳に避けた。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第8回）

氏 名 中 山 登	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 米国 ジョージタウン大学
提 出 書 面 平成27年2月28日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年2月1日～同月28日） 同月1日～ 春学期の授業受講 同月10～12日 短期在外研究者のアテンド		
キーワード欄 ・ 短期在外研究者のアテンド		

平成27年2月28日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ジョージタウン大学)

東京地方裁判所 判事補 中山 登

報告書簡（第8回）

平成27年2月1日～同月28日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 春学期授業の受講

前回報告したとおり、① Criminal Law, ② Sentencing Law & Policyを受講している。①はソクラティック・メソッドに従った典型的な授業方法を採用している。②は、質問が出ない限り講師がスライドを見せながら話し続ける。講師は連邦量刑委員会のスタッフであり、かつ刑事弁護の経験豊富であるため、解説は具体的かつ実務的であり、非常に価値の高い授業であると思料する。

第二 短期在外研究者のアテンド

2月上旬、東京地裁民事部に所属する裁判官が短期在外研究でワシントンDCを訪問され、そのアテンドを勤めた。アポイントメントを取る準備段階から当日のアテンドに至るまで、私に至らない点が多々あり、同裁判官にご迷惑をおかけしたことは反省すべき点である。今回の経験を通して、研究の目的及び進め方並びにワシントンDCで可能なことと不可能なことなどについて、アテンド対象者と可能な限り具体的に意思疎通をはかることが重要であると痛感した。インタビューを受けてくださった裁判官や弁護士は総じて驚くほど親切であり、事前に想像していた以上の内容を聴取することができた。しかし、インタビュー時間が限られていることを踏まえると、その親切な対応に対して誠実に応えるためにも、事前にインタビュー

相手に対して、こちらの関心事項や質問内容をできる限り具体的に連絡しておくことが重要であると感じた。そして、それを可能にするためにも、入手が容易な文献（英語の文献を含む。）を熟読するなど、可能な範囲で研究事項に関する事前の研究を深め、その上で質問内容をより具体化させることが肝要であるとする。来月別のアテンドが予定されており、現在その準備中であるが、この件において今回の経験を活かしたいと思う。

第三 その他

今月第三週、歴史的な寒波が米国東部を襲い、ワシントンDCでは、日中気温が -10°C 程度になるなど数十年ぶりの寒さになった。これに加えて降雪もあったため、公的機関が閉鎖され、交通機関に影響が出た。幸い私の生活に大きな支障は生じなかったが、もし上述した短期在外研究が一週間後ろにずれ込んでいたら、予定されていたインタビューが中止になった可能性が高い。特に一、二月にワシントンDCを在外研究等で訪問する場合は、こうした天候上のリスクがあることに留意する必要がある。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第9回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
中 山 登	東京地方裁判所 判事補	米国 ジョージタウン大学
提 出 書 面		
平成27年3月31日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年3月1日～同月31日）		
同月1日～ 春学期の授業受講		
同月9～11日 出張者のアテンド		
キーワード欄		
・ 出張者のアテンド ・ アメリカ司法統計の調査 ・		

平成27年3月31日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ジョージタウン大学)

東京地方裁判所 判事補 中山 登

報告書簡（第9回）

平成27年3月1日～同月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 春学期授業の受講

これまで報告したとおり、今学期は、① Criminal Law, ② Sentencing Law & Policy を受講している。②は量刑に関する授業であり、純粋な法律学にとどまらない事項に話が及ぶことがある。そうした場合、犯罪学や心理学等を学部段階で専攻した学生から、それらの学問分野の視点に基づく質問が出て、それが授業を深めることがある。そうした場面に遭遇すると、学部段階で法律学以外の分野を専攻した上でロースクールに進学する法曹養成制度の利点を実感する。

第二 出張者のアテンド

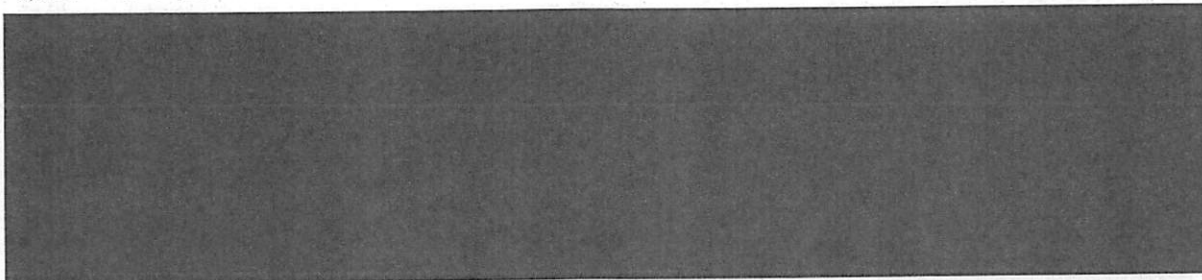
3月上旬、最高裁事務総局に所属する裁判官が出張でワシントンDCを訪問され、そのアテンドを勤めた。アポイントメントを取る準備段階から当日のアテンドに至るまで、在アメリカ日本大使館に出向されている松原経正裁判官に大変お世話になった。今回来られた裁判官は、英語の文献の読解を含む事前調査を十分行い、非常に具体的な質問事項を事前に作成されていたので、限られたインタビュー時間を有効活用できたのではないかと思料する。前回の報告書簡で記載した事前準備の重要性を再認識した。しかし、今回の調査内容が特殊であり、私にとって馴染みのないものであったことにも起因して、結果的に私の事前準備が十分ではなく、インタビ

ユー等の際に有効なお手伝いをする事ができなかった。この点については私自身が反省する必要があると考える。

第三 アメリカ司法統計の調査

最高裁秘書課の依頼に基づき、アメリカ司法統計の調査を行った。統計資料を正確に読解する必要があるなど大変に思うときもあったが、私自身が統計上の数値を知ることができただけでなく、調査を通じてアメリカの連邦制度や司法制度の実相の一端を学ぶことができた。また、他国の司法制度等を学ぶ際、統計的な資料を用いてその実相を考察することが不可欠であることを認識することができた。

第四 その他



以上